

令和7年度愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム機能強化業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム機能強化業務

2 目的

本県が令和7年6月に「瀬戸内スタートアップコンソーシアム」として、内閣府の「第二期スタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定されたことを受け、「グローバルに稼げるスタートアップの創出」に向けた支援体制整備や情報発信力強化に取り組むとともに、官民共創を見据えた機運醸成など、オール愛媛体制でのスタートアップ支援を強化し、スタートアップの呼び込みと成長促進を行うことで、地域課題の解決と県内経済の更なる活性化を図る。

については、これらの目的を達成するため、愛媛グローバル・フロンティア・コンソーシアム（以下「EGFコンソーシアム」という）機能強化に係る業務（以下「本業務」という）を委託する。

（参考資料：内閣府HP）

○瀬戸内スタートアップコンソーシアム取組概要

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/setouchi_plan.pdf

○瀬戸内スタートアップコンソーシアム拠点形成計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/setouchi_hub_plan.pdf

3 契約期間

契約の締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 業務内容

受託者事業者は、県と十分に協議・調整を行ったうえで、次の下記(1)から(7)の業務を実施すること。

(1) EGFコンソーシアム総会の開催および事務局運営補助（1回：12月～1月頃）

EGFコンソーシアムの機能強化に向け、会員の支援メニューの整理・共有を行うとともに、支援メニューの重複を避ける等の最適化や、県内スタートアップの掘り起こしを通じた「コンソーシアムからスタートアップを創出する意識」の醸成を目的として総会を開催する。

ア EGFコンソーシアム総会の開催について

受託事業者は、以下の各項目について、企画提案を行うこと。

①総会のプログラム内容

総会のプログラム構成は、概ね以下の内容を想定している。ただし、より効果的なプログラムがあれば提案すること。なお、内容の詳細は県と協議の上で決定するものとする。

- 開会挨拶
- 講演ゲストによる講演（基調講演等）
- トークセッション（ゲストによる討議・対談等）
- 県による支援制度等の説明
- 閉会

②司会者および講演ゲストの選定

- 司会者および講演ゲストは、当該スタートアップ支援の分野において高い専門性や知見を有する者から選定すること。
- 受託事業者は、候補者（複数名程度）を提示し、県と協議のうえ決定すること。

③トークセッションのゲスト選定

- トークセッションに参加するゲストは2～3名程度とし、専門性や多様性を考慮した人選を行うこと。
- 受託事業者は、候補者（複数名程度）を提示し、県と協議のうえ決定すること。

④開催に必要な事項の調整

- 総会の開催に係る日程調整、プログラム進行管理、運営体制の整備、会場設営、音響・映像機材の手配等について、受託事業者が調整・実施すること。

⑤開催会場の提案

- 参加人数（最大100名程度）、アクセス、設備（音響・映像機器等）の条件を満たす会場を提案すること。

イ EGFコンソーシアム総会における事務局運営補助について

受託事業者は、以下の事務局機能を担い、必要な準備・運営補助を行うこと。各項目の実施にあたっては、県と適宜協議・調整を行うこと。

①総会運営資料の作成

- 告知資料（案内文、チラシ等）、進行マニュアル、投影資料（スライド等）を作成すること。

②司会者および各種ゲストとの調整、謝金支払い

- 司会者および各種ゲストの選定・依頼、進行打合せ、当日までの連絡調整（テーマ設定や進行確認等・交通宿泊手配等）、当日の運営サポート、および謝金等の支払いを行うこと。

③会場関連業務

- 会場の手配、設営、必要備品（音響・映像・照明等）の準備を行うこと。
- 会場使用料、付帯設備使用料の支払いを行うこと。

(2)分野別勉強会の開催（2回：1月中旬頃、2月中旬頃）

本県が有する瀬戸内海の豊かな資源や、造船業、鉄鋼業、養殖業、柑橘をはじめとする農林産業などの地域特色を活かしたスタートアップ創出に向け、会員および関係者が先進事例を学ぶとともに、知識や経験の共有を図る。さらに、分野ごとの課題やニーズを整理し、今後の事業化・連携促進に資することを目的とする。

ア 開催日程

- 令和8年1月15日、2月15日（各回とも仮日程。県と協議のうえ決定する。）

イ テーマ設定

- スタートアップに関連が深い2テーマを設定し、勉強会を開催すること。（各1回ずつ）
- テーマとして「スタートアップからの公共調達」、「県内企業のオープンイノベーション」等を想定しているが、より効果的なテーマがあれば提案すること。
- テーマについては、次年度以降の分科会形成の可能性も考慮し、コンソーシアム会員が継続して取り組めるテーマを想定している。
- 勉強会の内容は県と協議のうえ決定すること。

ウ 勉強会のプログラム内容（1回あたり）

勉強会のプログラム構成は、概ね以下の内容を想定している。ただし、より効果的なプログ

ラムがあれば提案すること。なお、内容の詳細は県と協議の上で決定するものとする。

- オープニング（5分）：勉強会の目的と進行説明
- 講演（60分）：選定した企業または専門家による先進事例の紹介や講演
- ディスカッション（30分）：参加者による意見交換、課題共有
- グループワーク（30分）：課題の整理・解決策の検討、クラスタリングを通じた方向性の提示
- クロージング（5分）：まとめ・次回への展望

エ 講師・事例発表者の選定

- 各回のテーマに応じて、先進的な取組を行う企業・研究者・支援機関等を候補として提案すること。
- 人選については県と協議のうえ決定すること。

オ 開催会場

- 参加人数（最大50名程度）、アクセス、設備（音響・映像機器等）の条件を満たす会場を提案すること。

(3) 各会員の支援メニューの整理・共有（随時）

- EGF コンソーシアム会員において、スタートアップや創業者に対する支援メニューを整理、一覧化すること。
- 一覧化した支援メニューは会員間での共有を想定しており、相互連携できるものについては手法の提示等、連携に向けた調整を行うこと。

(4) 海外展開意向の強い県内スタートアップの発掘（随時）

- 海外展開意向の強い県内スタートアップを発掘すること。なお、本事業におけるスタートアップとは、経済産業省のJ-Startupプログラムの中国地域・四国地域版「J-Startup WEST（令和5年4月創設）」の応募要件のうち下記の要件を満たす企業とする。
 1. スタートアップ（新たな事業に挑戦し、成長志向がある企業）であること
 2. 愛媛県に本社登記されている、又は主要な事業所を有していること
 3. 製品・サービスを市場に提供して、売上高を計上している概ねアーリーからミドルステージにあるスタートアップであること※ただし、大学発ベンチャー等のテック系のスタートアップの場合は、製品・サービスを市場に提供し、売上高を計上する前（シード期）であっても応募の対象とする
- 4. 未上場であること
- 5. 「J-Startup Local」を除く「J-Startup」に選定されていないこと

(5) 県内スタートアップの動向を踏まえた海外ターゲット国の選定（随時）

- EGF コンソーシアム会員、J-StartupまたはJ-Startup WESTの認定を受けた県内企業、本事業において発掘したスタートアップ企業に対して、愛媛県から海外展開をするにあたって最適な海外ターゲット国を選定するための調査・助言を行うこと。

(6) WEBサイト構成コンテンツ内容の検討（11月下旬～3月下旬頃）

- EGF コンソーシアムの運営のために必要なWEBサイトのコンテンツ内容について、コンソーシアム会員へのアンケートや本事業で開催する勉強会等の結果を踏まえて県と協議のうえで検討し、その検討結果を報告書にとりまとめること。

(7) 委託事業報告書の作成等

- 事業実施結果を取りまとめるのうえ、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成すること。

- 報告書は、E G F コンソーシアム会員内での共有・活用を想定している。

(想定している内容)

- ◆本事業で取り組んだ内容
- ◆各会員のスタートアップに対する支援メニューに関する資料（一覧や連携の検討等）
- ◆本事業で発掘した海外展開意向の強い県内スタートアップ一覧等
- ◆県内動向を踏まえた海外ターゲット国の選定理由および調査結果
- ◆WEBサイト構成コンテンツ内容の検討結果の整理
- ◆事業総括（事業における課題、より効率的・効果的な事業実施手法の検討）等

なお、報告書に盛り込む内容については、県と協議の上、必要に応じ適宜見直すことができるものとする。

5 運営体制の整備および責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者および県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者および担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

6 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7 守秘義務および個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

8 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

9 事業計画書および報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

10 成果物

(1) 納入物

納入物は、以下のとおりとする。なお、紙媒体およびPDFデータで各1部ずつ納入すること。

- ①委託事業報告書
- ②本事業で使用した教材
- ③そのほか、本事業を実施するために作成した資料 等

(2) 納入先

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課 創業支援・産業DXグループ
TEL：089-912-2472
メール：sangyososyutsu@pref.ehime.lg.jp

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。
- (5) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (9) 事故、天災又は感染症の流行等により、委託業務に著しい影響を与える事情が生じたときは、県と協議の上、事業内容を変更すること。
- (10) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。